	第9回 西宮市特別支援教育審議会 会議録
日時	令和3年2月9日(火)10:00~12:00
場所	こども未来センター4階会議室
出席者	○審議会委員(◎は会長、○は副会長)
	井出 浩 (医療関係者)
	○坂口 紳一郎 (教育関係者)
	◎竹田 契一 (学識経験者)
	花熊 曉 (学識経験者)
	松本 祐子 (保護者代表)
	井上 浩美 (保護者代表)
	粟屋 邦子 (教育関係者)
	金髙 玲子 (教育関係者)
	○事務局
	教育次長    佐々木教育次長
	学校教育部漁部長
	地域学校支援課 金井課長 多田係長
	教育研修課   木田課長
	生活支援課   松田課長
	障害福祉課和田係長
	特別支援教育課 原田課長 渡邉係長 桝井指導主事 髙橋指導主事 武田指導主事
欠席委員	なし
開催形態	公開 (傍聴者1名)
議題	1 開会
	2 議題
	「審議事項の現状および進捗状況と今後の課題について(進捗状況)」
	① 幼稚園における基礎的環境整備
	② 小中学校における基礎的環境整備
	③ 西宮養護学校の通学及び校内支援体制
	④ 教職員の専門性の向上
	⑤ 交流及び共同学習の推進
	⑥ 医療・福祉との連携
	3 その他
	今後の予定
	4 閉会

### 1 開会

## 2審議

(事務局) 西宮教育における特別支援教育の在り方(報告)にあります6つの項目について、 1章ごとに本市での取り組みの進捗状況についてご報告致します。報告に対して、委員皆様からのご意見、また新たなる課題等をお聞きし、協議してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

(会長) 何か質問はないか。1章から順番に審議を行う。説明をお願いします。

## ① 幼稚園における基礎的環境整備

## (事務局)

まず、私からは、幼稚園における基礎的環境整備について、いただいた2つの提言を基に、それぞれの進捗状況及び今後の課題と方向性について、御説明をさせていただきます。まず、幼稚園全体を現在の状況についてです。

園の数につきましては、2年前の審議会では、全部で19園ございましたが、その後の休園もございましたので、今年度は13園が設置されております。4月のスタートに関しましては、74名が就園相談を受け、今年度はそのうち56名が入園をしております。現在の支援対象は、4歳児からの継続を含めて、4歳児が39名、5歳児が43名の合計82名となっております。

それでは、1つ目の提言について御説明いたします。

専門機関での療育が、望ましいとの方向となった幼児につきましても、本人、保護者が希望すれば就園できる仕組みに変更する。そして、幼稚園に在籍しつつ療育専門機関に通うことができるよう、柔軟な対応を行うという提言をいただいております。

これらの提言を受けまして、療育専門機関と、方向への意見が出た幼児につきましては、原則としてその年度の幼稚園への就園はせず、交流保育を進める、といった合意形成から、このスライドにございますように、療育専門機関での療育を行う、または療育機関に1年過ごし、1年後に再度就園を検討する。幼稚園での交流保育を行う。幼稚園に在籍しつつ、療育専門機関に通う並行通園をするといった、4つの選択肢をお示しし、子供の実態や保護者の思いを、最大限尊重した就園となるように変更をしております。

なお、辞退以外の保護者の選択としては、4歳児の場合は、療育専門機関に通い、慣れてきたら交流保育を検討する。または、並行通園をする、このいずれかでした。5歳児の場合は、全て並行通園を選択されています。

さらに、支援付きでの就園として就園した4歳児について、保育支援員による支援がなくても 園生活に適応したり、保護者が地域の小学校で通常の学級への進学を検討したりする場合は、 園内委員会での検討や、丁寧な保護者面談を行い、保護者の納得と合意のもとに、5歳児から は通常の就園に切り替えるといった仕組みを新たに構築しております。

続けて、2つ目の提言について御説明いたします。

専門機関での療育が望ましいとなった子供が就園できるように、専門性のある支援体制を、構

築する必要があるという提言をいただいております。本提言についての、進捗状況としては、 2つ御報告いたします。

1点目は、幼稚園の特別支援教育体制強化に係る担当教員として、こども未来センターで研修 を受けた教諭などを5つの園に配置しております。なお今後、この教員については略称として の支援担当教員の名前で説明をさせていただきます。

支援担当教員は、現在大社幼稚園と、鳴尾東幼稚園の2園に1人ずつ配置されております。お 二人の先生方は、研修で培われた専門性を発揮して、例えば並行通園として入園した園児など への直接指導や支援、教職員の支援体制の強化、保護者への面談、あるいは日々の言葉がけと いった保護者支援など、幅広く業務に取り組んでいただいております。現在は2名ですが、次 年度には1名増え、この後、令和5年には5園全てに、支援担当教員が配置される予定となっ ております。

2点目です。平成31年度から、有償ボランティアであった、保育補助員の配置から、西宮市臨時職員として雇用した保育支援員の配置へと変更し、支援体制の充実を図っております。また、配置された保育支援員の専門性を向上させ、一層の支援体制の充実を図るために、地域・学校支援課と連携し、年に2回の研修を設定しております。さらに、園内研修の実施はもちろん、園内委員会等での協議や意見交換など、保育支援員にとって、もちろん先生方にとっても、貴重な学びの場であるという捉えのもと、指導主事の訪問時などに、専門性向上のための取組の推進について、園にお伝えをしているところです。

最後に、今後の課題と方向性についてです。

まずは、今後の課題です。障害等の重度化や多様化に対応するため、支援担当教員を配置した 5 園に、特別支援教育のセンター的機能を持たせることで、新たな支援体制を構築すること が、今後の課題であると捉えております。方向性の具体としては、5 園から他園への教育相談 等を実施できるシステムを構築することで、園への支援体制のさらなる充実を図りたいと考 えております。

説明は以上です。それでは、今後の課題と方向性について、御意見をいただきたく思います。 よろしくお願いいたします。

(会長)幼稚園における基礎的環境整備の内容について説明があった。何かご意見、ご質問はございませんか。

(委員)担当教員を令和5年までに5園に配置し、園内での支援だけではなく、その5園に特別支援教育のセンター的機能を持たせるという構想、これは非常すばらしい構想だと思います。

1つ気になるのが、幼稚園とか保育所、こども園のことです。他の自治体等でも、このような 担当の先生が配置された場合にも、やはり自園のことだけで、もう手いっぱいになる。いわゆ る物理的に、時間的になかなか他園の支援ということが、難しいというような現状がこれまで もありました。5園に特別支援教育のセンター的機能を持たせる、という動きに職員の勤務態 勢等について、市としてどのような考えなのか教えて頂きたいです。 (事務局)この専門性を有した担当職員が、他園の先生方や保護者の支援にも動けるようにするために、市の臨時任用職員である保育支援員を配置し、園の支援体制を整えております。この5園にも保育支援員を同時に配置しますので、障害の状態が重い園児を保育支援員が支援している日も、担当教員が他園に訪問できるように、園の体制を整備していきたいと考えております。ただ、年度によって市内全体の支援対象児の人数や園の様子も変わりますので、園内体制を工夫して頂きながら、担当教員の専門性を他園へ広げていけるように考えております。

(会長) ありがとうございました。他に御意見はございませんか。

(委員)5園にセンター的機能があるのはわかったが、1園あたりどれくらいの園をカバーするのか。その数によっては不可能な場合もあるのではないかと思います。今後も5園でいいのか、もっと増やしたほうがいいのか、そのあたりはどのように考えていますか。

(事務局)まずは、連携しやすい公立幼稚園からを考えております。市内13園ございますので、1園あたり2~3園となります。ただ今後、市としては、私立幼稚園や保育所等からの要請も受け入れ、専門性のある職員が近隣の私立幼稚園や保育所、認定こども園等を訪問することにより、その園や保育所の専門性を高めていくことが可能になると考えております。まずは公立幼稚園13園の中でその機能をつくっていきたいと考えております。

(委員)5園のうち、2園については聞かせてもらいましたが、残りの3園について予定は決まっているのでしょうか。その中に北部の幼稚園が含まれていますか。

(事務局) 2 園については、今年度までにこども未来センターで2年間しっかり研修を積んだ職員が配置されている園ということになります。残りの3園につきましては、園の中で特別支援教育を推進し、中心となっている職員が担っています。今後、研修を積んだ職員が1人ずつ園に配置され5園となります。就園する支援対象児の障害の状態に合わせて担当教員を配置しておりますが、北部地域についても十分に考えております。今年度も去年度も北地区にも支援担当教員を配置しております。

(委員) このシステムについて、園長先生や職員の意見を把握していたら教えて下さい。 また、幼稚園におけるコーディネーターと支援担当教員と保育支援員、この関係性を教えて下 さい。

(事務局)2年間研修を積んだ職員が配置されている園長先生方からは、在園児にことについての保護者からの相談だけではなく、2歳児や3歳児等、それ以下の小さい子供さんも園に遊びに来た時にも、その保護者から幼稚園生活を考えていろいろと相談を受けることがあるそうです。その保護者に子供への支援や関わり方についても助言しているそうです。その話の内容や保護者への関わり方を見ても、とても専門性があると高い評価を聞いています。

また全ての幼稚園では特別支援教育コーディネーターを位置づけ、各園で特別支援教育の

推進をしております。支援担当教員が配置されている幼稚園では、特別支援教育コーディネーターを兼ねています。特別支援教育コーディネーター、担任、保育支援員との連携については、時間が十分に取れないという課題もありますが、その中でしっかりと3つが連携できるように、こちらからも指導助言をしていきたいと思っております。

(会長) 今、幼稚園という就学前の非常に大きな教育期間の中でという話が出ましたが。実は、発達課題を持つさまざまな子供の場合、もしかしたら何かあるのではないか、親も確信がもてない。心配があるけれども診察は受けたくはない。もしも分かったら怖いということがある。軽度の自閉スペクトラム症があり、後々に上手くいかないケースの子供がたくさん就園し、幼稚園では表向きはうまくいっているので、きちんと診察を受けていないケースが多い。実は今、5歳児検診が増えている。3歳児検診での話、5歳児検診での話を受けてやっと保護者がその気になって、専門的なさまざまなものを受けたいという気持ちに切り替わる。自分では言い難い、周りの先生たちもあんまり気づいていない。学校に入ってから友人関係や対人関係等で大きなトラブルになる。特に自閉症スペクトラム症の場合、能力、学習意欲共に高い。アスペルガー系の子供であれば頭はいいけど、何か違うところがある。それをやはり幼稚園の段階でしっかりと押さえるということが、これから西宮でも大切なのではないか。この題とは直接関係ないのですが、兵庫県ではいろんなところが、それを捉えるために5歳児検診を始めています。将来の課題としてお考えいただければなと思っております。これまで、出てきました意見を基にしまして、さらに幼稚園における基礎的環境整備を充実させて、取組を進めていただければなと思っております。

## ② 小中学校における基礎的環境整備につて

### (事務局)

まずは、特別支援学級の現状からお話をしていきます。特別支援学級ですが、西宮市では、 この7年のうちに、特別支援学級在籍児童生徒数は、272人増加しています。そのうち知的 学級の子は78人、自閉症・情緒学級の子は206人増えているという現状です。

小学校のグラフを見ていただいたら分かりますように、右肩上がりで増えています。次年度見込みの特別支援学級に入級予定の子供につきましても、4分3近くは自閉症・情緒学級に入級という特徴があります。中学校につきましては、生徒数が一旦横ばいの時期があったのですが、また右肩上がりになっています。次年度も、また、さらに右肩上がりの角度が急になっており、小学校で入級していた児童が、中学校でも引き続き特別支援学級へ入級したり、通常の学級から転籍したりしているということです。学級数については、小中学校を合わせると、一旦横ばいの状態になっていたのですが、また増えています。

あと、最近特徴的なところなのは、在籍が7人以上の特別支援学級が増えてきております。ちなみに、特別支援学級の定員は、1クラス8人となっております。それをさらに超えることが起こっており、同じ学校に同じ種別の学級が2学級ある学校が出てきています。例えば、1つの小学校に知的学級が2学級とか、自閉症・情緒学級が2学級というような学校の数が、どんどん増えております。それだけ1つの学級、あるいは1つの学校に、在籍する特別支援学級の子供が増え、障害の状態や程度が異なるさまざまな子供が在籍しているということが起こ

っているのです。それぞれのニーズに合わせた支援や指導が、より一層求められるようになっているのです。

続きまして、通常の学級のほうの現状をお伝えしていきます。各学校のほうから、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態調査」を毎年提出してもらっております。診断の有無にかかわらず、通常の学級で特別な支援を必要とすると思われる子供の数を、報告していただいているのです。これも年々増えています。児童生徒数の総数は減っている中で、このような支援を要する児童生徒は、どんどん増えているということを知っておいていただいたらと思います。ということは、通常の学級で支援に入る特別支援教育支援員が関わる1人当たりの人数が、とうとう1クラスの人数を越えるということが起こっています。大規模校ならば、1人当たりの児童生徒がもっとたくさん出てくるというのが現状です。

これまでの審議会で提言されていた中で、取組の進んでいることとして 2 点お伝えしてい こうと思います。

まず、1点目が、「介助員の配置など、子供の状態に応じた専門性のある支援体制の構築が必要である」という提言に対して、人的な配置ということです。小・中・義務教育学校における支援体制の整備を行うということで、このスライドにも書かせていただいているような役割の人たちを配置しています。この中でも特に「介助支援員」についてです。これまではボランティアである学校協力員が、主に支援していたような子供たちを、市の会計年度任用職員「介助支援員」として任用し、学校へ配置するということで、安定して支援に当たることができています。昨年度は4人、そして今年度は16人任用しました。さらに必要な予算確保に向けて動いております。

ただ、課題としては、介助支援員によって、個人のこれまでの経歴にも違いがあり、特別支援教育についての研修を積んでいく必要があると考えております。また、任用が始まって年月が浅いため、学校でうまく活用できていない点もあるなと感じております。

あと、スライドの下の方にも書いてあります市が任用する会計年度任用職員「看護師」

です。市内の幼稚園小学校に、医療的ケアを必要とする幼児児童が在籍しており、医師による指示書に基づいた医療的ケアを看護師が実施しながら、学校園での学習や保育に取り組んでいます。さらに、必要な予算確保に向けて動いておりますが、一方で専門性の高い仕事であり、学校園で看護師をするという例が少ないため、看護師の確保が難しく、その点が課題になっています。

次、進捗②となりますが、もう一つ人的支援体制の強化の点です。学校生活支援教員は県教委によって配置され、通級による指導を行っています。通級指導について、西宮市でのルールや様式を、ここ数年整えております。例えば、どういうことかと言いますと、年度当初に以下のことを確認してから、通級の指導をしています。学力補充ではなく、障害による困難を改善、克服のために配置するということをしっかりと確認しています。また、本人、保護者の同意をしっかりと得るということも確認しています。他にも、個別の教育支援計画の策定をしっかりしていくことや、学校全体として取り組んでいくということを、しっかりとルールとして明示し、学校に配置しております。

ちなみに、配置されている学校ですが、年々増加しておりまして、スライドの赤字は昨年度から、青字は今年度から配置の学校です。どんどんと通級指導のできる学校は増えているので

す。さらに、今後も増えることが予想され、全市的な配置に向けて、ルールや提出書類の様式 等を、さらに整えていきたいと考えております。

次、2つ目です。提言の中で大きく2つといったうちの2つ目ですが、「学校における学びの場や支援体制について、保護者に周知していく必要がある」という提言をいただいておりました。まず、1つ目は、「就学に関するガイダンス」の資料の一部をホームページに載せております。皆様にも、カラー刷りのパンフレットを配っておりますが、このPDF版をホームページから見られようにしております。あと、これは就学相談で、保護者の方と話をするときにも明示し、多様な学びの場が分かりやすいように説明をしております。

次に、公立幼稚園の支援対象幼児の就学に向け、幼稚園の早い時期から相談していく仕組みを整えております。実際に公立幼稚園のほうで、支援付きでの就園、あるいは並行通園のお子さんについては、小学校の就学に向けて、引き続き支援付きで就園していくことが望ましいのか、それとも、もう支援をなくしていくのが望ましいのかということも、園の中で相談していくように、整えております。

さらに4歳児の3学期から就学に向けて、学校見学してみましょうと促し、早い時期から、 就学に向けて幼稚園で相談していけるようにと考えております。子供によっては、医療機関に 関わっていきましょうということを促していく等、幼稚園の中でも積極的に相談を進めてい ただいております。

一方で、保育所、あるいは私立幼稚園については、まだこのようなことを、お願いできてお らず、小学校と連携しにくくなっているところが、今後の課題だと思っています。

今後の課題と方向性についてです。これまでの提言の中では出てこなかったことです。この 1年で大きく出てきた「GIGAスクール構想」です。これは特別支援教育に関わらず出てき ていますが、この審議会でも取り上げて進めていく必要があるのではないかと考えておりま す。

この「GIGAスクール構想」のねらいは、書いてあります通り「特別な支援を必要とする子供を含め」という文言が入っております。教育の情報化が特別な支援を必要とする子供にとって、有益であるということを考えながら進めていきたいと思っております。

西宮市全体として「GIGAスクール構想」をこのように進めますということで、現在ホームページにも、「GIGAスクール・スタートパッケージ(素案)」へ意見募集しておりますが、今日もぜひ意見を出していただけたらと思います。特別支援教育として、導入の時期に、これをしっかりとやっていきたいと考えていることを、3点挙げていきます。

まず、1つ目が、「特別支援教育に視点を当てたICT活用に係る情報の共有」ということです。それぞれの学校でしていることを、どんどん情報収集していきたいと思っております。

2点目が、「特別支援教育における i − P a d の活用事例の収集と共有」ということです。 全員に配られるタブレットパソコンとは異なる i − P a d を学校で購入して使用することが できます。その活用事例も集めていくということです。

そして、3点目が、「院内学級における通信環境の整備とICTの活用」をまずは進めていけたらと思っております。

以上、小中学校における基礎的環境整備でございます。御意見をお願いいたします。

(会長) ただいま、小中学校における基礎的環境整備の内容の説明をいただきました。このことに関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員)教育相談を担当しているのですが、各学校を回っていると、非常に力のある先生たちが、通級の担当をしてくださっているというのは感じています。文部科学省から通級の指導に係る様式が出されていますが、基本的に通級では学習の補充は行わないというのが大前提として記載されており、その内容こそが通級の先生の指導を狭め、同時に児童生徒のニーズを、狭めているということを感じています。自閉症やADHDの子供たちが授業を受けている様子を見ていると、読み書きなどの学習障害があり、非常に困難さをもっている子供が多くいます。そういった子供にとって通級での指導というのは、通常の学級に戻ったときに、すぐに通常の学級での授業に生かせるような取組を、通級でも行うことが望ましいのではないか、と感じています。通級の指導について設置を増やしてはいますが、指導の内容について教科の指導を弾力的に行っていくということを認めていく方向はありますか。

(事務局)通級による指導におきましては、自立活動が大原則となっております。その中で、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱うことは可能です。障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として、国語という教科を通じて、あるいは算数という教科を通じて、指導を行うことはあります。自立活動ということは、通常の学級の中では行うことはできませんが、通級においては、自立活動を中心にしながら個に応じた指導を行って頂きたいと考えております。授業については、担当者会等において講師の先生から御指導頂いたり、指導主事等が訪問する際にも、授業の中でどのように個に応じた指導や工夫ができるのか、担当の先生と一緒に考える時間を作ったりする取組も行っております。また通常の学級で、通級で学んだことを生かしていくということについては、通級で学んだことを通級担当の先生と学級担任の先生が連携し、指導内容、子供の実態などを細かに情報共有できるよう、時間を設定いただきながら進めていくことが必要であり、そうした点についても担当者会などで、周知をしているところです。

(委員) 先ほどの説明の中で、通級を担当している先生たちは非常に力があるという話を聞いて、とても心強く思います。このシステムで、今後もぜひ進めていただきたいと思います。通級のことに長年関わってきましたので、一番心配なのが、やはり配置している1つの学校に担当者が1人という形になってしまっていることです。孤立しやすく、なかなか担当者間のいろいろな情報交換や、あるいは専門性を高めていくような機会が取りにくいというのが、どの地域でもあります。そこをうまくやっているのが神戸市です。神戸市の通級指導については、私もずっとその審議会の委員を務めさせていただいていたのですが。いわゆる拠点校の中にまとめ役的な存在として拠点校というのがあって、そこへ必ず通級担当者が集まって、いろいろ話し合ったり、事例を検討したりというような機会を作っておられます。せっかくこれだけ拠点校があるわけですので、拠点校を担当している通級指導の先生方が集まるような機会というのは、どのように行っていますか。

(事務局)年間6回、担当の先生方が集まる研修会を企画しております。その中で先ほど御意見にもあったように、毎日、自分の勤務校ではないところに通っていくので、ちょっと孤立した気持ちになったり、どんな教材を使おうかと疑問が湧いたり、ということがありますので、研修の中で、個々の事例の検討をしたり、教材交流などを中心に行っております。ただ、今年度については、新型コロナウイルス感染症の対策のために、実際には2回しか実施できておりませんが、来年度については、6回実施する計画で進めております。

(会長) 今、特別支援教育対象の児童生徒が、毎年右肩上がりで増えていっているというのは、 これは今後とも続くのかということがあるのですが、なぜ、このように増えていっているか、 について、事務局から回答ありますか。

(事務局) もちろん保護者からの申し出もありますが、教職員も特別支援教育に関する理解、 子供の力の見たての力がついてきているという表れではないかと捉えております。

(会長) 他に何か意見はないですか。

(委員)学校の中での気づきという意味では、今、説明があったとおりだと思います。学校の中で先生方が気づかれて、特別な配慮が必要だが診断がないこともある。でも支援をしていこう、というふうになっていくと、社会として、障害のある人たちにとっては生きやすい社会になるのではないかなというふうに思います。

(会長) それでは、小中学校における基礎的環境整備について、いろいろ意見をいただきました。非常に貴重な意見がたくさんありましたので、その意見を踏まえまして、今後の取組を進めていただければと考えております。 どうぞ、よろしくお願いいたします。

(委員) GIGAスクール構想、非常に個人的にも期待感をもっています。なぜかというと、最近一番多いのは、アセスメントができないという子供たちが非常に増えていて、いわゆるはっきりとした確証を、教育現場の先生たちもなかなか持てないということがとても増えています。ついこの間も、ある中学校で生徒と会ったのですが、認知的な課題があり、心療内科に行っている、学力的にも非常に低位と聞いて学校へ行きました。ところが観察すると、知的障害ではなかったです。社会性が高く、認知面も高い。でも読む、書くということについて学習評価は、2割、3割程度。皆さんお気づきだと思いますが、いわゆるLDという子供です。日本LD学会で開発されたLD-SKAIPいうのがありますが、これを西宮でも西宮市専門家チームによる指導の場で使い始めています。例えば、小学校の6年生にそのスカイプをとると、小学校の例えば2年生段階で学力の落ち込みが始まっているというように、継続して子供の学力的なアセスメントが見えてきます。これと、このGIGAスクール構想、これを組み合わせると、中学生になったとしても、かなり自分の困難さがどこにあるのか、というのが具体的に見えてくる。そういう可能性のあるGIGAスクール構想ではないかと思います。是非、これを進めて欲しいです。いわゆる発達障害系の子供たちに堪能な指導主事を充てていって

欲しいという思いがあります。今後の持っていき方、使い方によって、かなりの子供たちが救われるのではないかと期待感をもっています。

(会長) GIGAスクール構想というのは、もともとは、読み書きの問題にはなく、昨年の4 月、5月、学校が休校のために授業ができなかったとき、私立の学校と公立の学校で大変、格 差が出たことで、この構想を立ち上げたのです。私立の小中学校は、当たり前のようにタブレ ットまたはパソコンを持っていたので、すぐにzoomなどのオンラインの授業に切り替え たため、一切ほとんどの私立小・中・高は、学習の遅れがなかったそうです。公立の小学5年 生、6年生は英語が評価の対象になるということから英語の発音を、タブレットまたはパソコ ンを使って聞くことを授業の中で行っています。それに伴って、今、小学校に、中学校と同じ ように小学校にタブレットが全部入ろうとしています。そうすると、LD 傾向のある子供たち のために ICT 機器を使った合理的配慮が簡単にできるようになった。今までの日本の授業は、 全部ボトムアップ式でした。基礎からしっかり積み上げていく。ただ、読み書き障害のある子 供には限界がある。しかもどんどん宿題が増える。黒板の授業で、先生が小さい字でいっぱい に書く。ノートが取れない。どんどん成績が落ちる。それがi-Padなら、そのまま写真に 撮って、中に取り込む。あるいは、先生が代わりに撮って、それをプリントアウトしてノート に貼っておく、というような合理的配慮もできる時代になってきている。文科省はそれを許し ている。だからノートが取れない、うまく授業についていけないような子供たちにとって、今 回の GIGA スクール構想が後押しになってきている。これが上手く進んでいくと、障害があ る子供たちにとって、特に読み書きがものすごく助かる。だから、そういう意味もあって GIGA スクール構想を、方向性として審議会の中に入れていただいたというのは非常にありがたい です。是非、進めていただければと思っております。先ほど話題にあったLDスカイプの話は、 私も全面的に関与してきました。全国の小学校、中学校などで使ってもらおうと思っているア セスメントです。

# ③ 西宮養護学校の通学及び校内支援体制について (事務局)

現在、西宮養護学校は新校舎建設のため、令和元年の8月に田近野校舎に仮移転しております。新校舎が完成した後、令和3年8月に春風校舎に戻ります。

現在、西宮養護学校については通学システムの構築を進めております。これまではタクシー、バスの欠席連絡を全部先生方が対応しておりました。連絡帳等で保護者から連絡を受けて、それを記入して、各事業者の方に連絡するという業務をしていました。来年度からはその連絡を、保護者が携帯等でアクセスし欠席連絡を入力すると、それが直接事業者に伝わるシステムです。4月には保護者にも連絡し、このシステムに移行していきたいと考えております。これにより連絡ミスがなくなり、同時に人的な負担が軽減できることになります。授業中に先生方が教室を離れて欠席連絡を、校内の所定の通学連絡ボードに書きに行くことがありましたが、今後はそのような時間が無くなります。

次に提言及び進捗状況についてご報告致します。看護師添乗の通学タクシーについて、今後 不足することが予想される中で、教育と福祉が連携した取組を進めるために、市としての考え を整理する必要があるという提言をいただいておりました。今年度、西宮養護学校の児童生徒は60名になり、横ばい状態から少し少なくなってきております。来年新校舎に移ることで、入学状況がどう変わってくるか、ちょっと推測はできかねますが、今後も減ってくるのではないかと思います。平成29年度の審議会の中の資料で、スクールバスで通学する子供たちは60%を超えていました。現在は50%をちょっと超えている程度になっております。この理由としては、移転により1時間程度でバスが回れるところが限られてしまい、タクシーに切り替えている児童生徒がいることが関係しております。また、児童生徒たちの障害の重度化ということもあります。1時間バスに同じ姿勢で乗ることが難しいという児童生徒、医療的ケアが必要な児童生徒が増えており、短時間で通学もできるタクシーになっていることもあります。進捗状況として、今年度から医療と福祉の連携により、通学タクシー便において、一部医療機関の看護師がタクシー添乗するということになりました。就学前から子供の様子を知っている医療機関と契約し、その看護師添乗便が毎日1コース運行しております。

今後の課題としては継続になりますが、年々人工呼吸器等をつけている児童生徒の就学が増えており、さらに高度な医療的なケアに対応できる体制づくりが必要になっております。方向性としては、学校看護師を追加で任用します。また昼食時の看護師が足らなくなると報告も受けておりますので、そこへの人的な配置を検討します。医療的ケアについてガイドライン・マニュアル等について、西宮市版を作成いたします。また、民間の医療機関との連携をさらに充実していくということを考えております。御意見等をよろしくお願いいたします。

(会長) ただいま、西宮養護学校の通学及び校内支援体制について説明をいただきました。このことに関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員)通学に関しては、民間の看護師さんが同乗するということで、通学に関しては道が開けたのではないかなとは思います。PTAの意見を聞いて頂き、本当に感謝しております。これからの西宮養護学校についても、ますます開かれていくということで楽しみにしております。

(会長) 看護師さんの補充が大変だということを聞いておるのですけれども、どういう状況ですか。

(副会長)なかなか需要と供給のバランスが悪いときには、ナースさんの応募をしてくれないというのは、ずっと続いている状況であります。このレジュメにもたくさんありますが、障害の重度・重複化というのは、イコール医療的ケアの内容が非常に高度化しているということだと考えます。人工呼吸器についても、そこが課題。全体的な総数とか割合とかというのではなく、医療的ケアの内容が変わっていっているので、高度医療的ケアが必要なことについて、どう対応していくかということが、そもそもの大きな要因だと考えています。そう考えると、今回、民間のナースがタクシーに添乗するということは、すごく画期的なことであると考えています。それは、なぜかと言いましたら、医療との連携から、一つ提携に移ったかなというふうに私自身感じています。医療と福祉の連携と、ずっと言われるのですが、今必要なことは、連

携を跳びこえて提携という形で、安定的に専門性のある人員を交流できないか、補充できないかというあたりのように感じているからです。それには、非常に時間を要することだと思いますが、一つ一つ今回のタクシー添乗のように、段階をおってやっていくということが必要だと思います。それが、なかなか実現は難しいですが、指導医がいたり、校内での研修を組んだりとか、そういうことに直結するというふうに考えています。

(会長) ほかに何か、御質問、御意見ございませんでしょうか。

(委員)連携ではなくて、提携という言葉が出たのですが、医療機関の看護師が添乗するタクシーについて、どんな形でこれがされているのか。

(事務局) 就学前から児童生徒に関わっている医療機関に契約して頂いております。その医療機関の看護師さんたちがシフトを組み、添乗していただいております。

# ④ 教職員の専門性の向上について

## (事務局)

それでは、続けて教職員の専門性の向上について、御説明をさせていただきます。まず、いただいた提言についてです。ここにお示ししておりますような提言をいただいております。また、御確認願います。

進捗としては、2点御報告いたします。

1点目が、研修内容の明確化です。3つの課で連携して効果的な研修の実施に向けて協議し、 研修計画をまとめております。

また、来年度は結果的には中止となりましたが、これまでは、全体で行っておりました研修を、 種別ごとの検討に切り替え、障害種別に応じた専門性を、より身につけることができるよう内 容を変更しております。

2点目は、専門家による校内研修の推進です。地域・学校支援課を窓口として、各種専門家を 派遣、校内研修の充実に努めております。

最後に、今後の課題と方向性についてです。

1点目は、研修の系統化の推進です。全ての学校の教員が学びの困難さに対応した授業づくりを通して、児童生徒一人一人の状態に応じた教育的配慮を行い、授業改善に取り組むことができるよう研修の充実を図ります。

2点目が、新たな研修課題への対応です。現在市内では、医療的ケアを必要とする幼児、児童、生徒が在籍しており、今後その数は増加していくことが予想されております。子供たちがどの学校園に入学、入園しようとも、医療的ケアを必要とする子供たちが、安心して安全に過ごし、日々の学びを積み重ねることができるよう研修体制の構築が必要であると考えます。 I C T 機器の活用につきましては、先ほどG I G A スクール構想において、御説明させていただいたとおりです。

3点目が、校内研修の充実です。今年度より校内にいながら、動画を視聴して研修するという

スタイルを取り入れております。新型コロナウイルス感染拡大防止をしながら、これまで場所的、時間的な問題から、研修に参加のできなかった教員につきましても、動画の視聴を通して、 学びを深める機会を得ることができるよう新たな取組として進めているところです。最後に、 具体的な研修名と講師の一覧です。

説明は以上です。それでは御意見をいただきたく思います。よろしくお願いいたします。

(会長) ただいま、教職員の専門性について説明をいただきました。このことに関しまして、 ご意見、ご質問はございませんか。

(委員) この方向性について2点あります。1点目はICTの機器の活用についての研修については、本当に有効なものにするためにお願いしたい。一からになるので教員の戸惑いは大きい。保護者の期待は大きく、本当に個々に合うものにしていくためにいろいろな研修、事例についての提供をして欲しい。2点目は、専門家による校内研修が非常に大事と思っている。児童生徒の様子を見て助言をいただくというのは、先生方にとっても非常に大事であると考えている。各学校でどのように進めればよいのかとか、どのように呼ぶのか、誰に来てもらったらいいのかとか、そういうあたりも非常に迷っている学校が多いと思う。さらにこども未来センターからいろんなことを発信して頂き、子供たちのために連携できたらと思っております。

(会長) I C T の件について、文科省ではデジタル教科書を採用することを考えています。現在は、例えば西宮が使っている国語の教科書は、既に保護者向けのデジタル教科書が出ています。これは特別支援教育対象の児童生徒にとってすごく役に立つもので、ちょっとこちらを見ていただきたいのですが、普通にこうやったら文字が拡大します。押したら読み上げ機能もあり、自分の理解力に合わせてスピードを変えることができます。さらに読んでいるところをハイライトで黄色またはほかの色に変えることができます。また写真を押したら、絵の説明と動画に変わります。先生がふだん授業の中で大きなスクリーンを使ってやっていることが、児童生徒全員が同じように持っているタブレットを使うことで、読み書き障害の児童生徒に対応することができるのです。

今後、これがどんどん進んでいくと、全ての児童生徒が紙媒体ではなく、パソコンあるいは タブレットを使って授業をしていくような方向になっていくのではとも考えています。この ICT機器によって、障害がある子供たちのサポートをするだけではなく、全ての子供たちの 教育の教材の使い方がこれから変わる。ということは、教員がきちんと使えないとだめです。 意外に教員の方が機械に弱く、児童生徒の方がよく知っている、ということもあるので、研修 はすごく大切であると感じております。

### ⑤ 交流及び共同学習の推進について

(事務局)

交流及び共同学習について、交流及び共同学習とは、我が国が目指す障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会を、実現するために行う重要な取組の1つです。

交流及び共同学習の推進については、3つの提言について、それぞれの進捗状況及び今後の課題と方向性を御説明させていただきます。

平成31年の報告に、交流及び共同学習を学校体制で組織的に行うために、1つ目、個別の教育支援計画に明確に位置づける。

2つ目、指導における合理的配慮事項を共通理解するという提言をいただいております。

その進捗状況についてです。市教委から提示する個別の教育支援計画の様式に、交流及び共同 学習の支援内容や配慮事項と合理的配慮を明記する欄を設けました。合理的配慮の項目の教 育内容には、スライドに書かれているように、児童生徒の特性に合わせた合理的配慮が丁寧に 明記されていいます。

これまでは、交流及び共同学習の支援内容や、配慮事項の欄には交流教科のみが記載されているなど、十分な記入がなされていない学校もありました。

2つ目の提言、個別の指導計画において、合理的配慮と交流の目標を踏まえ、交流する教科の 具体的な指導計画を策定するという提言をいただいております。その進捗状況について、個別 の指導計画に合理的配慮や交流及び共同学習について、記載する欄を設けました。教科ごとの 指導内容や、具体的な手だて等を記載する欄を設けました。個別の指導計画は、個々の児童と 実態に応じて、適切な指導を行うために学校で作成されるものであるため、様式は各校によっ て異なります。そのため、合理的配慮や交流及び共同学習について、実際には記載欄がない学 校もあります。指導内容や具体的な手だては、スライドにお示しするように、丁寧な手だてが 明記されています。

提言3つ目、居住地校交流を推進計画等に位置づけ、学校体制で計画的に行うという提言をいただいております。

その進捗状況について、昨年度までは行事等の参加を行っていましたが、内容が学校によって 異なります。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどの学校行事がなく なり、交流が難しい状況です。

最後に、今後の課題と方向性を報告します。

1つ目の課題、個別の教育支援計画に、交流及び共同学習の目的が明記されていないため、関係者が共通理解を図れていないことが課題です。

今後の方向性として、3点挙げさせていただきます。

- 1点目、個別の教育支援計画に交流及び共同学習の目標の記載欄を設けます。お配りさせていただいている資料の1番後のページについております。目標を言語化することを通じて、目標への意識を向上させることができると考えています。
- 2点目、個別の教育支援計画に交流学級担任の氏名欄、書類の確認欄を設けます。先ほども申 し上げましたように、一番最後のページについております。
- 3点目、交流及び共同学習の目標や、関係者の共通理解の必要性等を整理し、学校現場に周知 を図ります。
- 2つ目の課題、個別の指導計画には、対象児童生徒への支援方法等丁寧に記入されているが、 交流学級担任と共通理解が図れていないことが課題です。

今後の方向性として、2点挙げさせていただいております。

1点目、年度当初の学級経営計画と年度末の学級経営報告に共通理解する方法を、明記する記

載欄を設ける。

2点目、個別の教育支援計画や個別の指導計画の情報共有する必要性の周知を図る。以上により、特別支援学級担任と交流学級担任が、交流及び共同学習の目標や、教科等について打ち合わせなどが、スムーズに行われると考えます。

3つ目の課題、居住地校交流が学校によって、取組が異なることが課題です。方向性としまして、事前打ち合わせや実施方法などの例を提示し周知を図ります。

後から2枚目の裏面のほうに、その手だてを載せております。それによって、よりよい交流及 び共同学習につながると考えております。

以上が、報告となります。これらのことについて、御意見願います。

(会長) 記入欄なども整備され、分かりやすくなっていますが、何かございませんか。

## ⑥ 医療・福祉との連携について

### (事務局)

前回の報告で頂いた提言の2つのうち、組織な連携やつながりの強化について御説明させていただきます。前回の提言については手持ち資料、報告の12ページ以降に書かれておりますので、そちらのほうも御覧ください。前回の提言の中で、こども未来センターと関係機関との連携強化について提言をいただきました。こども未来センターにおける医療・福祉との連携の状況につきましては、報告書の12ページ(3)のところを御覧ください。一つ一つ説明は致しませんが、今年度もここに挙げているような事業について実施してまいりました。ただ、残念ながら新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校園との連携につきまして、実際、臨時休校の時期は実施できませんでしたので、6月以降に再開となりました。また、12ページー番下の欄、発達障害セミナー、身体障害セミナーにつきましては実施を見送っております。次に地域医療等の連携につきましては、こども未来センター診療所と地域の診療所との役割分担及び協力体制など、運営の在り方について自治体の協議を継続して行ってまいりました。続きまして、今後の課題と方向性について、こちらにつきましては2点挙げております。

1点目は学校園との連携強化です。こども未来センターで診察、診療を受けた子供たちについては、こども未来センターの診療所のセラピストによるアウトリーチ、医師との支援会議など診療部門との連携が可能になります。そこでこども未来センター診療所と学校園、保護者との連携に向けた取組についてはこれまでも課題でありました。今後も課題として取り組んでいきたいと考えております。

2点目、地域医療機関との協力体制の構築です。こども未来センター診療所と地域の医療機関との役割を分担、協力体制の構築に向けて、これまで西宮市医師会と協議を行ってまいりました。今後、それぞれの役割を明確にした診療体制を構築していく予定です。また、医師会との連携、御協力により、発達障害に関する研修等を今後もこども未来センターの診療所で実施していきたいと考えております。

(委員)前回の提言のときに幼児期ケア児の支援として、関係機関との協議が必要であった

り、連携ではなく提携にという話もあったのですが、市の関係各課と課題を共有しながら何ら かの方向性を出していかないと、なかなか支援は難しいのではないかという提言があったと 思います。その件について触れてないのですが検討していただければと思います。

(会長) 全体を通してご意見、ご質問はございませんか。

(委員)特別支援級在籍の児童生徒に関してなのですが、すごく在籍児童生徒が多くなってきて、各学校ですごく先生たちが大変なのかと思っています。1人の先生で最大8人まで、1クラスを見ているような状況というのも、どんどん厳しくなってきているのではないかと思います。学校協力員の方や特別支援学級担任の先生が、学校内を走り回って交流学級にいる児童生徒を見ているような状況が、いろんな学校で起こっていると思います。コロナの影響もあり、児童生徒、保護者、先生方もいろいろな意味で疲れたり、心がしんどくなったりという状況のある中、例えば特別支援学級の先生が体調を崩されたとか、そういったことがあった場合には、新たに先生がいらっしゃるのでしょうか。次にこども未来センターについて、こども未来センターが担っている診察について、他の機関、診療所、病院なりとの連携を図ったほうが、よりスムーズになっていかないのかなと思いますが、どうですか。

(事務局)教職員が病気等で勤務ができない状況のときには、教育委員会として代替の教員を配置します。特別支援学級の場合、専門性のある先生を配置できるように進めております。その児童生徒・学級が継続した学習を行っていけるように考えております。

2点目についてこども未来センターでは、非常に診療の申し込みが多くあり、診察までかなりの時間がかかっています。そのため民間の地域の医療機関との連携を計画しています。子供の状態、必要性について、いろんなことを考えながら、地域の医療機関が担う場合。こども未来センター診療所が担う場合、という形で分けて診療できる体制を構築しているところです。

# 3 その他

(事務局)本審議会は第 3 期に入る予定。次回も提言に対する進捗状況を報告させていただく。

# 4 閉会

(会長) 予定をしておりました議事については全て終了した。これをもって退会とする。